

首都圏中央連絡自動車道 飯沼川高架橋(鋼上部工)西工事

| 番号 | 質問箇所        | 質問事項   | 回答   |
|----|-------------|--|--|
| 1  | 単価表3頁       | 工事中用仮橋工 仮橋橋存置工Cの数量は、210m <sup>2</sup> ・月とありますが、42m <sup>2</sup> ×13ヵ月(リース期間)=546m <sup>2</sup> ・月ではないのでしょうか。この点について、ご確認ください。         | 現在内容確認中ですので、確認でき次第お知らせいたします。   |
| 2  | 特記仕様書P27,28 | 工事中用仮橋工の内、H594もリース品とありますが、このH594の撤去後の運搬費は、受注後の協議事項と考えてよろしいでしょうか。それとも、割掛の仮設材運搬費に含まれているのでしょうか。含まれている場合、返却先は茨城県水戸市なののでしょうか。合わせてご教示ください。 | H594の撤去後の運搬費は仮設材運搬費に含まれます。<br>なお、返却先については土木工事積算基準第2編1-3-1(2)に示すとおりです。  |
| 3  | 特記仕様書P29    | 架設用構台工について、設置期間として、令和5年11月～令和6年5月の7ヶ月とありますが、この期間には、架設用構台の設置及び撤去に係る日数は含まれているのでしょうか。含まれていない場合、受注後の協議事項と考えてよろしいでしょうか                    | 特記仕様書22-11(5)に示すとおり、架設用構台工の施工に要するすべての費用に含むものとお考えください。  |
| 4  | 割掛参考図P3～6   | 吊足場工計画図について、足場必要期間として想定されている供用月数(架設足場〇〇月、床版足場〇〇月)についてご教示ください。  | 割掛対象表参考内訳書に示す内容は、設計図書に明示した条件により発注者が必要と考えた付属的な仮設物等の間接的な工事の数量内訳等であり、発注者が指定仮設物として指定したもの以外は、受注者の責任において必要なものを定め施工していただくこととなります。<br>したがって、本件ご質問につきましては、貴社の施工計画に基づきお考えください。 |
| 5  | 特記仕様書P34    | 昇降足場費(支承)について、下部工の支承据付時に必要な昇降足場に要する費用とありますが、この支承据付時とは、仮据付～モルタル打設までの期間と考えてよろしいでしょうか。  | そのとおりお考えください。  |